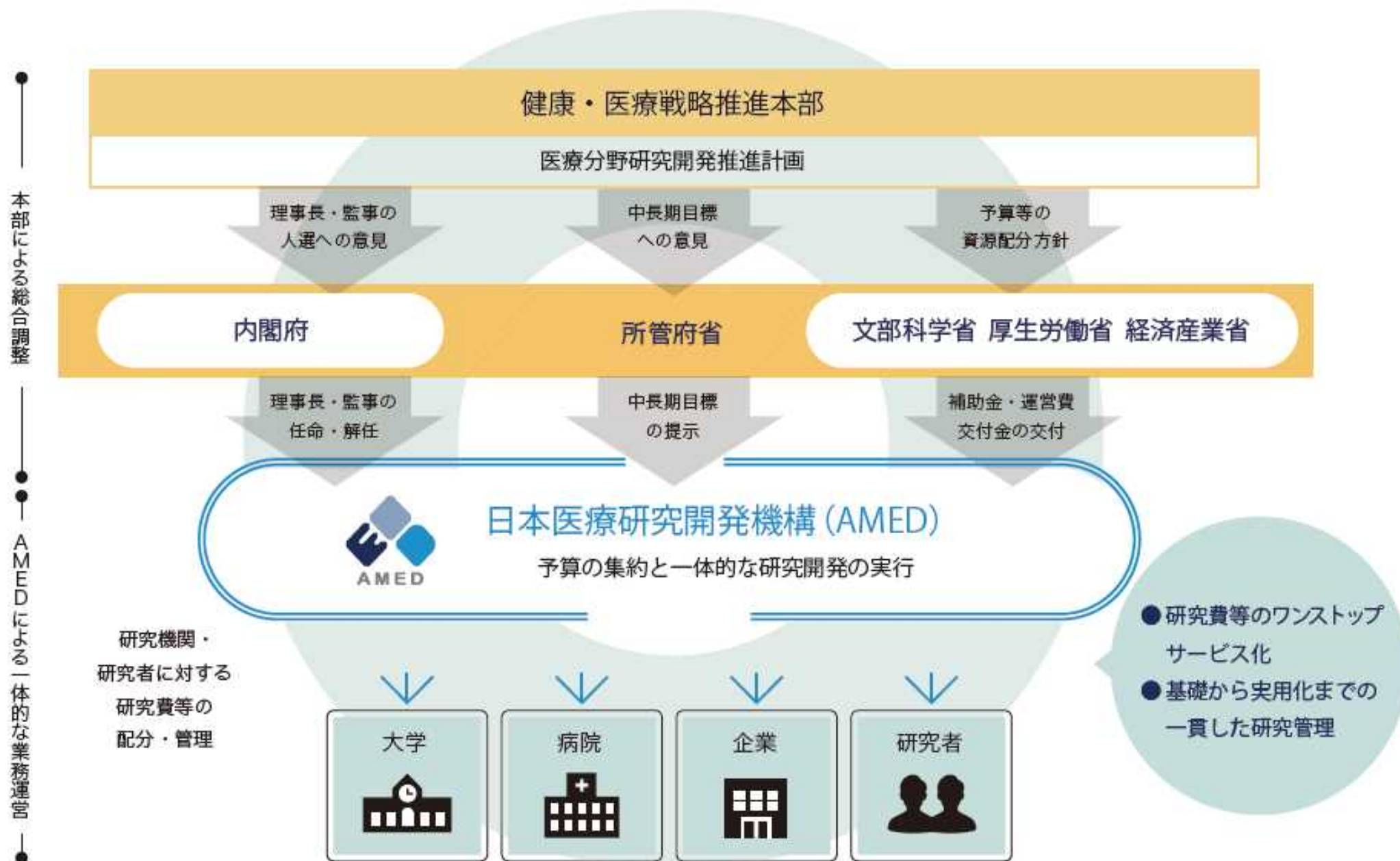


AMED 法人評価の考え方について

AMEDの位置づけ



国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)の概要

AMED: Japan Agency for Medical Research and Development

1. 目的

医療分野の研究開発における基礎から実用化までの一貫した研究開発の推進・成果の円滑な実用化及び医療分野の研究開発のための環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、健康・医療戦略推進本部が作成する医療分野研究開発推進計画に基づき、医療分野の研究開発及びその環境の整備の実施、助成等の業務を行う。

2. 設立日 2015年4月1日

3. 組織等

①役員

- | | | |
|-----------|-------|-----------------|
| ・ 理事長 | 三島 良直 | 三島理事長(2020年4月～) |
| ・ 理事 | 三浦 明 | |
| ・ 監事(非常勤) | 稲葉 カヨ | 白山 真一 |

②職員数(2024年1月1日現在)

全体職員数(役員含む): 693名

4. 予算(2024年度)

日本医療研究開発機構向け補助金等 1,245億円
調整費 175億円*

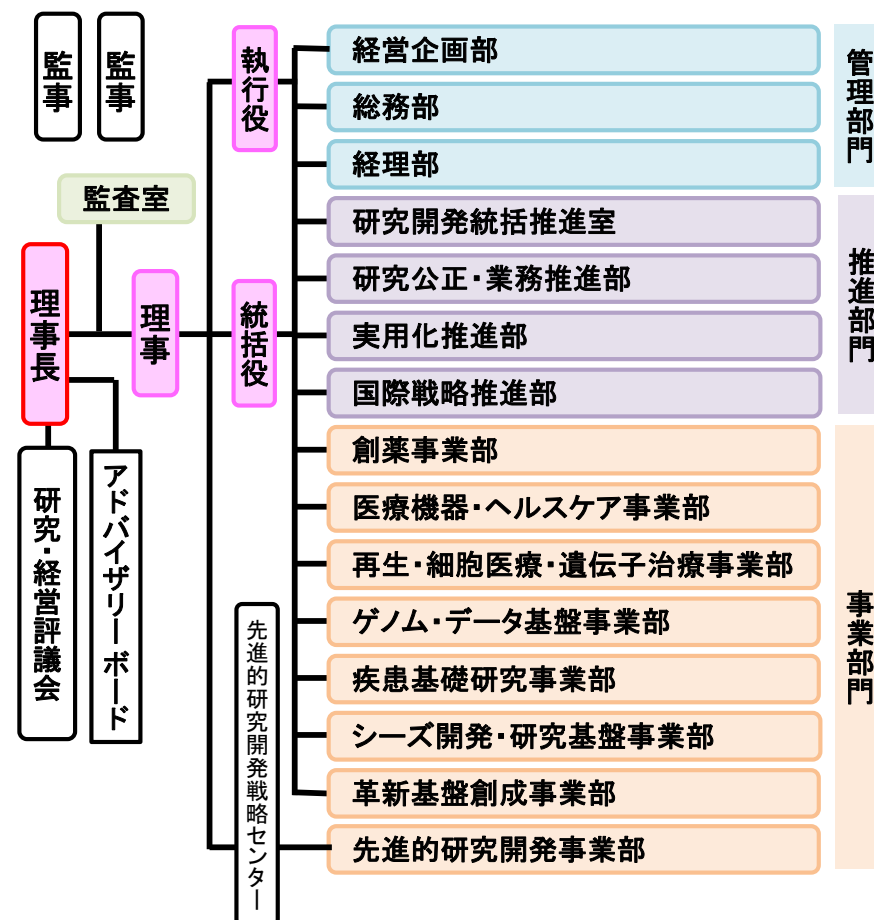
[*: 科学技術イノベーション創造推進費の一部を充当]

5. 所在地

東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞ビル20~24階



③組織図



AMEDの使命等と目標の関係

(使命)

AMEDは、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発まで一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化並びに研究開発が円滑かつ効果的に行われるための環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、健康・医療戦略推進本部が決定する医療分野研究開発推進計画に基づき、大学、研究開発法人等の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境整備等の研究支援を実施。

(現状・課題)

- 医療分野の研究開発関連予算を統合プロジェクトとして集約し、基礎から実用化まで切れ目ない研究支援を実施することにより、多数の研究成果が創出。
- 様々な疾患に展開可能なモダリティ(技術・手法)等の開発が疾患別の統合プロジェクトにより特定の疾患に分断。
- 「予防/診断/治療/予後・QOL」といった開発目的が不明確。

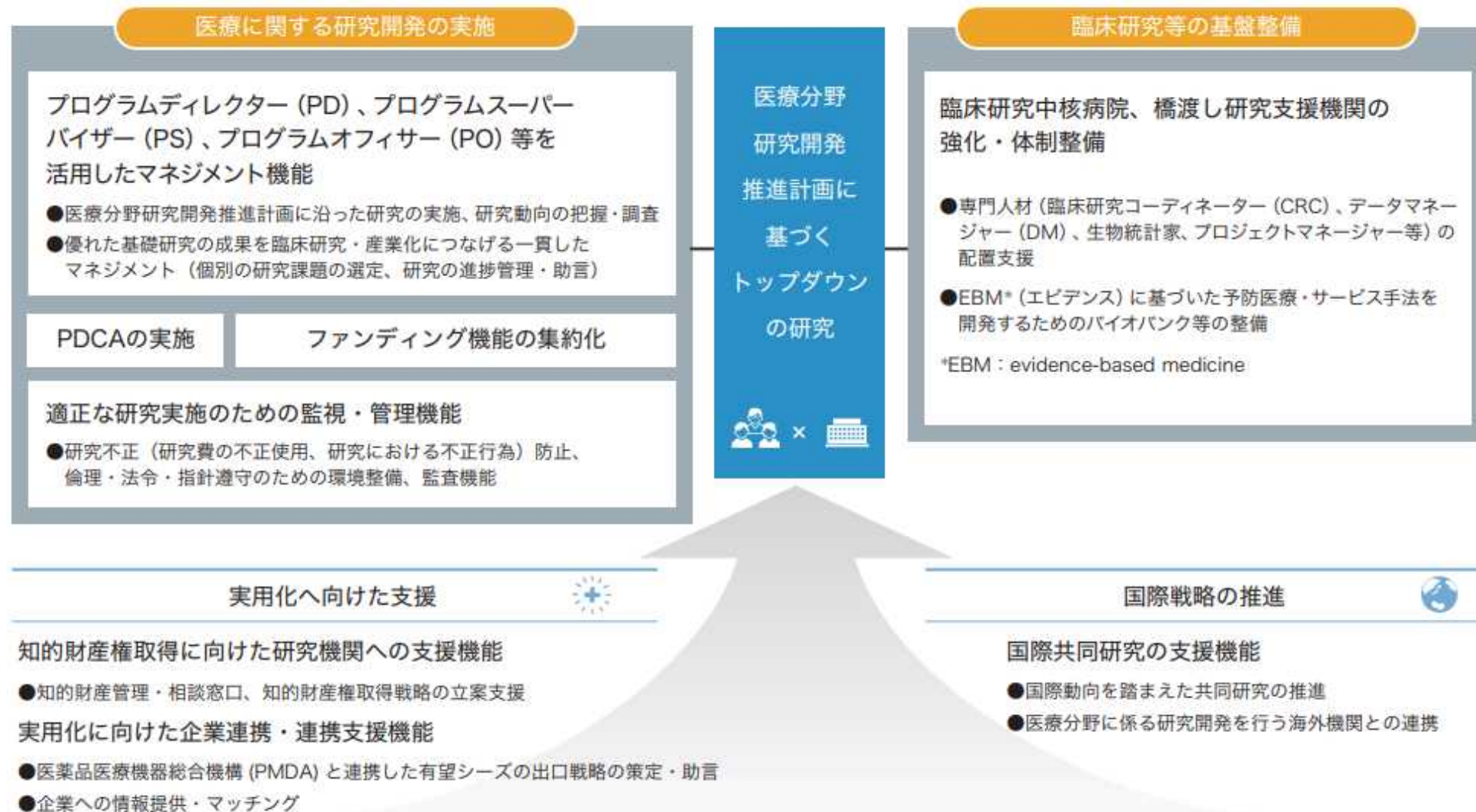
(環境変化)

- AI、ロボット、ビッグデータなどのデジタル技術とデータの利活用の分野でのイノベーションが加速し、医療分野への展開見込。
- 我が国の疾病構造をみると、生活習慣病や老化に伴う疾患といった多因子疾患が国民に大きな影響。これらへの対応として、診断や治療に加え、予防や共生の取組も重要である。
- 新型コロナウイルス感染症のパンデミックを踏まえ、感染症ワクチンの緊急時における迅速な開発を念頭においた、平時からの研究開発・生産体制の強化が必要。

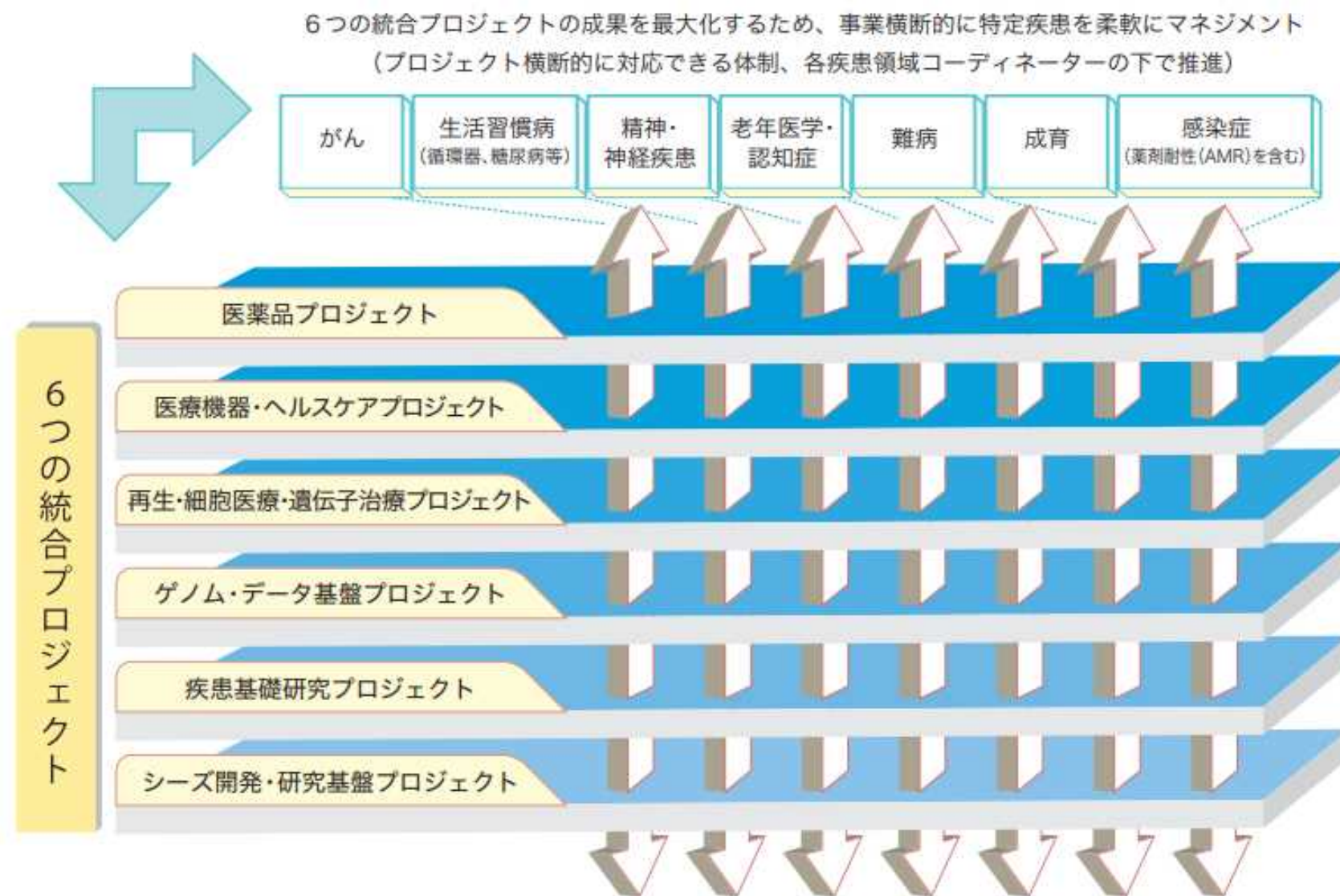
(中長期目標(第2期))

- AMEDを核とした産学官連携による基礎から実用化まで一貫した研究開発の推進と成果の実用化を図る。
- 疾患を限定しないモダリティ等の6つの統合プロジェクト(①医薬品②医療機器・ヘルスケア③再生・細胞医療・遺伝子治療④ゲノム・データ基盤⑤疾患基礎研究⑥シーズ開発・研究基盤)に再編し、AIなどのデジタル技術の活用を図りつつ、新たな医療技術等を様々な疾患に展開する。
- 疾患領域に関連した研究開発はモダリティ等の統合プロジェクトの中で推進するが、プロジェクト間の連携を常時十分に確保し、特定の疾患ごとに柔軟にマネジメントを行う。
- 「予防/診断/治療/予後・QOL」といった開発目的を明確にし、ライフステージを俯瞰した健康寿命延伸を意識した取組を行う。
- 基金等を活用した中長期的な研究開発等を促進する。
- 医療分野の研究開発マネジメント等のAMEDに求められる機能を発揮するための体制の構築等を進める。

AMEDが果たすべき役割



第二期健康・医療戦略、中長期計画に定められた 6つの統合プロジェクトでの研究開発の推進



統合プロジェクトのプログラムディレクター(PD) 疾患領域コーディネーター(DC)

PD	プロジェクト名	氏名・所属	DC	疾患領域名	氏名・所属
	医薬品	岩 崎 甫 国立大学法人山梨大学 副学長・ 融合研究臨床応用推進センター センター長		がん	堀 田 知 光 国立研究開発法人国立がん研究センター 名誉総長
	医療機器・ヘルスケア	妙 中 義 之 国立研究開発法人国立循環器病研究センター 名誉所員		生活習慣病	寺 本 民 生 学校法人帝京大学 臨床研究センター長
	再生・細胞医療・遺伝子治療	五 十 嵐 隆 国立研究開発法人国立成育医療研究センター 理事長		精神・神経疾患	岡 部 繁 男 国立大学法人東京大学大学院 医学系研究科長
	ゲノム・データ基盤	春 日 雅 人 公益財団法人朝日生命成人病研究所 所長		老年医学・認知症	秋 山 治 彦 横浜市立脳卒中・神経脊椎センター 臨床研究部 部長
	疾患基礎研究	宮 園 浩 平 国立研究開発法人理化学研究所 理事／ 国立大学法人東京大学大学院 医学系研究 科応用病理学 卓越教授		難病	宮 坂 信 之 国立大学法人東京医科歯科大学 名誉教授
	シーズ開発・研究基盤	金 田 安 史 国立大学法人大阪大学 理事・副学長		成育	和 田 和 子 地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪母子医療センター 新生児科 主任部長
				感染症	倉 根 一 郎 国立感染症研究所 名誉所員

令和5年4月現在

(1)年度評価(＝令和5年度法人評価は、第2期中長期計画期間における4年度目)

独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)において、国立研究開発法人は、各事業年度の終了後3ヶ月以内(6月末まで)に、当該事業年度の業務実績及び自己評価結果の報告書を主務大臣に提出・公表することとされている。

(2)中長期目標期間評価(見込評価)

通則法では、国立研究開発法人は、中長期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度の終了後3ヶ月以内(6月末まで)に、中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務実績及び自己評価結果の報告書を主務大臣に提出・公表することとされている。

(3)外部評価結果の活用

「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年 総務大臣決定)において、国立研究開発法人は、自己評価書の作成に当たっては、外部評価結果等を適切に活用し、自己評価に反映するよう、努めることとされている。

○ 独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)(抄)

第35条の6 国立研究開発法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

二 中長期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績

三 中長期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中長期目標の期間における業務の実績

3 国立研究開発法人は、第一項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

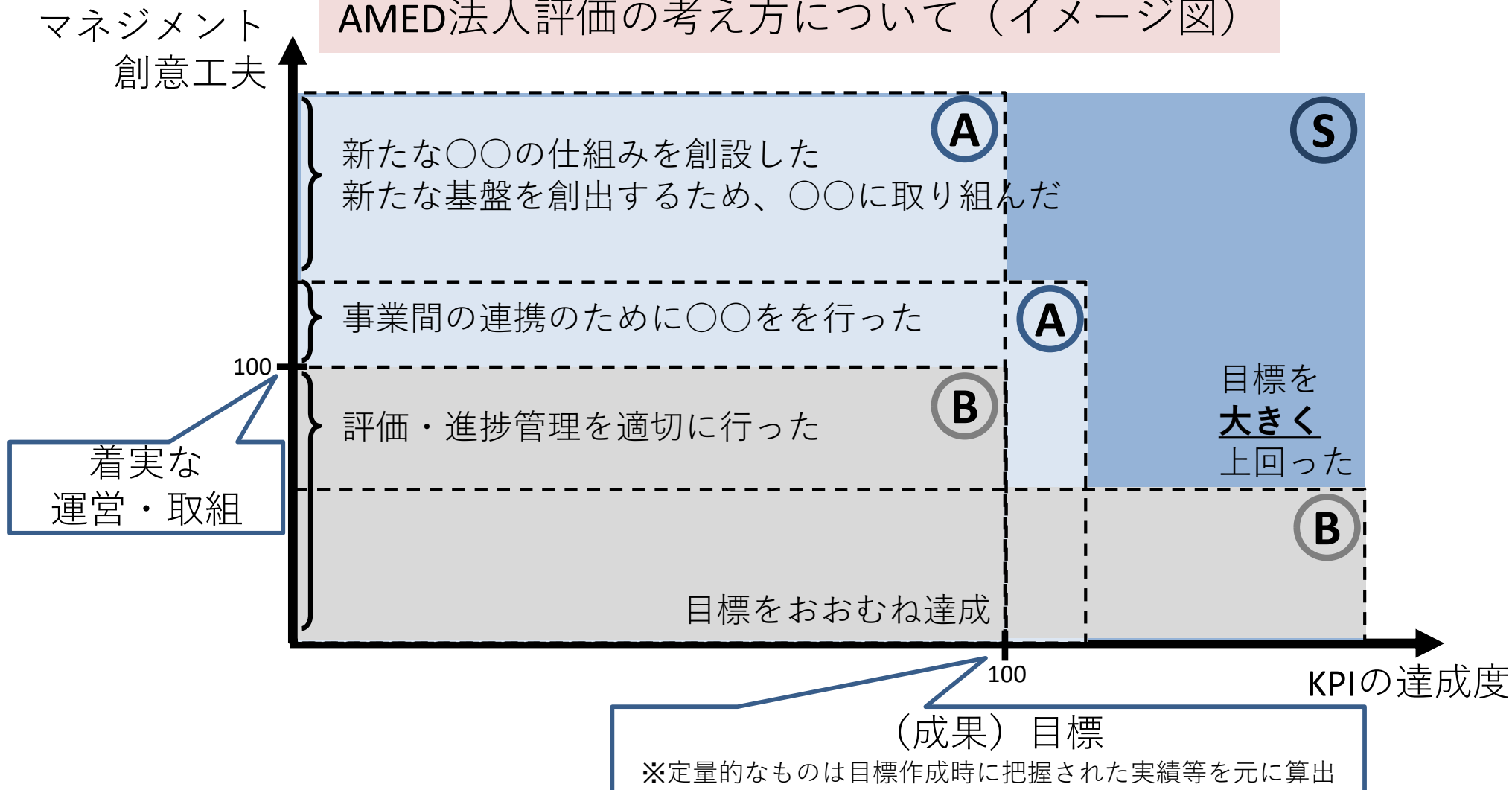
○自己評価にあたっては、中長期計画及び年度計画に基づいてモダリティをベースとしたプロジェクトを推進することにより、研究機関による顕著な成果創出状況等を確認することに加え

- ✓ 基礎から実用化までの一貫した研究開発の推進と成果の実用化を図ったか
- ✓ 新たな医療技術等を様々な疾患に効果的に展開したか
- ✓ 疾患領域に関連した研究開発はプロジェクト間の連携により柔軟にマネジメントしたか

という、成果創出に向けたAMED自身の寄与(構築した仕組み、マネジメント取組内容等)に焦点を当てています。

AMEDの法人評価における考え方(2)

AMED法人評価の考え方について（イメージ図）



(参考：評価の基準) 機構の目的・業務、中長期目標等に照らし、機構の活動による成果、取組等について

S：特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。

A：顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

B：成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。

C：より一層の工夫、改善等が期待される。

D：抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等を求める。